

第300回郵政民営化委員会後 委員長記者会見録

日時：令和8年7月31日（金）15時50分～16時06分

方法：Web会議

○司会 ただいまから、郵政民営化委員会、山内委員長によります記者会見を行います。本日もオンライン形式の会見とさせていただきます。

恐縮ではございますが、マイクのほうは基本的にミュートにさせていただき、御発言の際のみミュートを解除していただければと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

冒頭、山内委員長から御発言をいただき、その後、質疑応答とさせていただきます。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

○山内委員長 郵政民営化委員会委員長の山内でございます。よろしくお願いいたします。

まず、最初に御報告がございます。これは、6月29日付けで、佐藤綾野前委員が退任されました。同日付けで、法政大学経営学部の左三川郁子教授が郵政民営化委員会委員に任命されまして、本日の委員会から出席されております。

それでは、本日の郵政民営化委員会の概要について御説明申し上げたいと思います。

なお、資料はお配りしたとおりでございます。

議事の内容については、配付資料を御確認いただければと思います。

本日はまず、日本郵便株式会社東京支社元社員における収賄容疑事案の調査の結果等について、日本郵便株式会社からヒアリングを行いました。

日本郵便株式会社においては、再発防止策を着実に実施していただくということは当然として、その再発防止策自体を必要に応じて見直し、それから、同様の事案を二度と発生させないように取り組んでいただきたいと考えているところであります。

加えて、日本郵政の元社員が工事をめぐる収賄容疑で書類送検されたことにつきましても、日本郵政株式会社からヒアリングを行いました。

こちらの議案についても大変遺憾でありまして、日本郵政において、再発防止策を着実に実施していただき、必要によってこれも聴取していきたいと考えておる次第でございます。

続きまして、株式会社ゆうちょ銀行が金融庁・総務省に対して国民年金基金の加入申込書の取次ぎを行う新規事業の届出を行ったことに伴いまして、金融庁、それから、総務省から委員会宛てに、届出についての通知がございました。

通知を受けまして、当委員会では、今回届出のあった新規業務の届出につきまして、検討を行ったという次第です。

委員会では「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針」、これは令和7年7月ですが、これがございますので、これにのっとりまして、ゆうちょ銀行から提出された書類を基に調査審議が必要かどうか審議を行ったとこ

ろであります。

その結果であります。まず、今回の届出は、信託銀行からの受託によりまして、国民年金基金の加入申込書を信託銀行に取次ぎをするという軽微な業務であります。それから、国民の老後の安定的な資産形成に資するものでもある。また、既に多くの金融機関が行っている業務と同一の内容であり、ゆうちょ銀行が独自に商品設計や条件設定を行うものではありません。これらを勘案いたしますと、他の金融機関等との適正な競争関係、あるいは利用者への役務の適切な提供を阻害するというおそれはないものと考えます。

したがって、当委員会としては、今回の届出について調査審議を行う必要はなしと判断した次第であります。

三つ目の議題からは、前回の委員会で審議を本格化すると申し上げましたけれども、この3年ごとの郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する議論であります。

まず、事務局から、郵政民営化に関する意見募集。これはパブリックコメントです。この結果について報告がありました。これは6月24日水曜日から7月23日木曜日まで、この意見募集を行ったわけです。結果、個人から93件、団体から12件、合計105件の意見をいただいたところであります。

「ユニバーサルサービスの維持」、あるいは「民間金融機関との公正な競争関係」といった視点から様々な御意見が寄せられたところですが、具体的な御意見の各々については、委員会の資料を御覧いただければと思います。

今後、このいただいた御意見も参考にしながら検証を進めてまいりたいという考えでございます。

次に、議題の4番目ですけれども、事務局から資料300-4-1です。これは「郵政民営化法改正法により検証を求められた事項についての具体的検証事項等」というものであります。これに沿って、今後の検討課題等についての説明を受けたところであります。

本日は、この資料のうちの②に当たります日本郵政グループの組織の在り方、それから、③の郵便ネットワークの維持に関する費用負担の在り方について、これは事務局から、日本郵政グループの組織や費用負担に関する現状の事実関係の御説明をいただいたところであります。

今後は、日本郵政グループからヒアリングを行うなどして、この検証を進めてまいりたいと考える次第であります。

最後、議題の5番目ですけれども、今、申し上げた資料の③に郵便局ネットワークの維持に関する費用負担の在り方というものがございまして、①に金融二社の株式処分後のユニバーサルサービスの確保策についてというものがございます。これについて、総務省からヒアリングを行ったところであります。

まず、③に関しては、金融窓口関連交付金の運用状況等について御説明を受けました。

①については、手数料を含む銀行窓口業務契約、それから、保険窓口業務契約の認可制への移行です。この移行後の運用に向けた考え方等について、総務省から御説明いただい

たというところであります。

それで、総務省に対するヒアリングで関連して出た質問、それから、それに対する御回答ということで、こういう議論があったというところですけども、まず一つ目。これは、今、申し上げたユニバーサルサービスに係る不可欠な費用については、郵便局ネットワークの利用の度合いで按分して配賦するということにされているわけですけども、その係数、ドライバーの考え方で分かりにくい面があるということで、郵便物の増減率を特にこのドライバーに加えているということがございますので、これはなぜかと。このような質問が出たところでございます。

これに対して総務省のお答えでありますけれども、法律上は見込まれる利用の度合いに応じて按分するとされている。制度開始時に見込まれる利用の度合いとして、当時、バランスが取れたものと勘案して、ここは人口というものを郵便局への配賦のドライバーとして設定していたということではあります。交付金制度が運用されていく中で、人口、口座数、契約数。これは郵便、それから、ゆうちょ、かんぽですけども、これは減っているわけですけども、郵便のところで郵便物の減り方が特に大きいということで、配賦割合を見直すために微修正したという御説明をいただいたところであります。これが一つ目の主な議論です。

二つ目の議論ですけども、これもユニバーサルサービスに関係するところですが、今回の日本郵政株式会社の会社法の一部改正によって、窓口業務契約が届出制から認可制に変更になったということがございます。これについて、ユニバーサルサービスの観点から、総務省としてどのような認可制の運用を図っていくのかということについて、この方針について質問が出たところであります。

これに対して、総務省側からの御回答ですけども、認可の申請がなされた場合には、法律上、二つの観点で適合しているときは認可しなければならないとなって、いわゆる認可基準ということです。一つ目は、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを利用者本位の簡便な方式によって、郵便局で一体的に、かつあまねく全国において公平に利用できるようにする観点から適当かどうかを基準とするのが一つ目です。二つ目は、手数料に関する事項が適正に定められているかどうかということで、手数料の観点が二つ目の基準ということであります。そして、実際に申請がなされて、それから、申請する形では、法律の規定に従って適正に進めてまいりたいというのが総務省側からの御回答ということになります。

以上が、本日出された主な議論ということになります。

次回の開催等については未定ということになりますけれども、私からの報告は以上ということになります。何か御質問があれば、どうぞ。

○司会 委員長、ありがとうございました。

それでは、質問をお受けいたします。御質問のある方は、挙手ボタンでお知らせいただけますでしょうか。

郵湧新報の園田さん、よろしくお願いします。

○記者 郵湧新報の園田です。お世話になります。

提出された意見で、全国郵便局長会と日本郵政グループ労働組合のところだけざっと見たのですけれども、全国郵便局長会のほうで、今、いろいろな問題が起きている中で、構造的な会社の問題というものも奥に潜んでいるのではないかというような文言があって、結構、それは今までいろいろなところで聞いたことが、そういうことを指摘される方もいらっしゃったので、その辺りについて、委員長がどのように思われていらっしゃるのかということ。

あと、言葉は違っても、両方で少し共通するというものが、お客様へのサービスが民営化以降、きちんとどんどん提供できなくなっているのではないかというようなことに対して、あとは全国郵便局長会のほうで、会社が同じグループでありながら法人格が異なっているので、どうしてもお互いの苦労や業務の過酷さが本質的に理解されにくいというような意見もあったのですけれども、その辺りについて、ぜひ御見解をお願いいたします。

○山内委員長 ありがとうございます。

おそらく御質問された園田さんがそういうふうに予想されているのではないかと思いますけれども、特定の団体からいただいた意見について、今、この時点で何かコメントする段階ではないと考えております。

これはパブコメですので、そこで出た意見は参考にさせていただいて、これから我々がいろいろ考えていく上の一つの参考ということになろうかと思っておりますけれども、今、特におっしゃったようなことについてはかなり際どい内容の問題ですので、今の段階で何か私のほうからコメントすることはなかなか難しいのではないかと考えております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

では、以上で会見のほうを終了させていただきたいと思います。山内委員長、御出席の皆様、どうもありがとうございました。

○山内委員長 どうもありがとうございました。

以上